

高砂市地域交流センター使用のきまり

1 目的

このきまりは、高砂市地域交流センター（以下「センター」という。）の使用について、高砂市地域交流センター条例施行規則に基づき、その使用方法を定めることを目的とします。

2 センターの機能

地域住民の活動を支援する機能を持ち、コミュニティ活動の促進、地域福祉及び生涯学習の促進に資するための場を提供し、地域力の向上に寄与することを目的とした貸館施設です。

センターのロビー、フリースペースなどの共用部分は誰でも使用できます。

3 センターの使用時間・休館日

○ 使用時間

- （１）開館は、原則として午前９時から午後１０時までです。
- （２）夜間に貸館のない日は、午後７時までです。
- （３）使用時間は、準備片付けを含み１区分１時間です。

○ 休館日

- （１）１２月２９日～１月３日（年末年始）
- （２）センターの保守に必要な日

4 貸室の使用申請

※個人での申請はできません。２人以上のグループ（団体）で申請してください。

○窓口及び電話申請

- （１）使用申請は、使用日の２か月前の月の初日（休館日の場合は翌日）最初の平日から３日前までです。使用日の２か月前の月の初日（休館日の場合は翌日）が土日祝日になる場合や早期予約については、センターまでお問合せください。
- （２）申請受付時間は、午前８時３０分から午後５時００分までです。（休館日を除く。）
- （３）同一使用者の使用回数は週１回で、月５回まで使用できます。それ以上の使用については、各センターにお問合せください。
- （４）企業などの営利団体・政治団体・宗教団体も使用できます。

○オンライン申請

- （１）利用登録を行い、利用者ＩＤを取得してください。
- （２）利用登録は、高砂市公共施設予約システムから手順に沿って行ってください。
- （３）使用申請は、使用日の２か月前の月の最初の平日午後１時から１０日前までに、空き状況の確認を行ったうえで、使用したい日時で仮押さえを行ってください。１０日前を過ぎた時は窓口か電話での申請となります。
- （４）仮押さえ後、センターが承認し仮予約となりますので、仮予約後、キャッシュレス決済で利用料を支払ってください。支払が完了した段階で本予約となります。

5 使用料の加算・納付

○ 使用料の加算

- (1) 営利での使用については、使用料が200%加算されます。
- (2) 活動団体の所在地又は代表者が市外の場合は使用料が50%加算されます。

○ 使用料の納付

(窓口納付) 使用料の納付は、使用の日の前日(土日祝を除く。)を1日前とし3日前までの平日午前8時30分から午後5時15分までです。

6 使用料

各センターホームページ「地域交流センター施設案内」をご覧ください。

7 使用料の還付

使用料を納付された後は、使用の取消しによる還付はできません。ただし、災害その他使用者の責に帰することのできない事由により使用できなかったときは、還付もしくは日程の振替ができます。

8 使用料の減免

公共的団体など規定に該当する団体については、減免することができます。(減免率は50/100)

9 使用の制限及び禁止事項

○ 次の場合は使用許可できません。

- (1) 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれがあるとき。
- (2) 催眠商法・マルチ商法など社会的に批判される行為が認められるとき。
- (3) 建物、その他物件を汚損又は毀損するおそれがあるとき。
- (4) 使用目的が明確でないとき。
- (5) 飲酒が主な目的と判断されるとき。
- (6) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

10 使用にあたっての注意事項

○ センターの使用に当たっては、次の事項を厳守してください。

- (1) センター内及び敷地内は全面禁煙です。
- (2) 大音量など他の使用者に迷惑となるような音漏れの恐れがある場合は、使用できません。
- (3) センター内での飲食は可能ですが、飲酒は、節度ある適度な範囲で可能とし、地域交流センター長に事前に許可を受けたものに限りします。
- (4) 設備、備品等を破損したときは、速やかに受付職員に報告してください。
- (5) 退室の際は、整理・整頓、軽清掃を行い、消灯・施錠などを確認してください。
- (6) ゴミ(弁当の空き容器、空ビン、空カン等)は、全て各自で持ち帰ってください。

1 1 各種災害警報発令時の使用

地域交流センターは、高砂市にレベル3氾濫警報、レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、レベル3高潮警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発令されているときは、安全のため使用を中止します。

各警報の発令時点	使用の中止時間
8時時点で警報が発令されている場合	9時から13時まで
12時時点で警報が発令されている場合	12時から17時まで
16時時点で警報が発令されている場合	16時から22時まで

○土日祝日の対応

警報が発令された日の施設の使用は終日できません。

高砂市地域交流センター